

国立大学法人東京医科歯科大学職員休職規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 3 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成 16 年規程第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「大学」という。）に勤務する者（以下「職員」という。）の休職に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職中の職員の保有する職)

第 2 条 休職中の職員は、休職にされたときに占めていた職又は休職中に異動した職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものでない。

(病気休職)

第 3 条 職員就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定により職員を休職にする場合（以下「病気休職」という。）は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。

2 職員就業規則第 15 条第 1 項中の「在職期間に応じて別に定める期間」は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 在職期間が 5 年未満 1 年
- (2) 在職期間が 5 年以上 10 年未満 2 年
- (3) 在職期間が 10 年以上 3 年

3 職員を再度の一般病気休職にする場合、次項に定める通算の結果、職員就業規則第 15 条第 1 項に定める期間を超えない限りにおいて、病気休職にすることができる。

4 病気休職から復職した日から 2 年（暦日。以下「同一通算期間」という。）に達する日までの間に、同一の病因により再度の病気休職にする場合には、当該病気休職の期間と再度の病気休職の期間は連続しているものとみなし、休職期間の通算を行う。

5 病気休職から復職した後、当該病気休職の同一通算期間に、同一の病因により、一般病気休暇（国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 43 号。以下「労働時間等規則」という。）第 20 条第 1 項第 1 号に定める休暇をいう。以下同じ。）となる場合は、当該一般病気休暇の取得日の翌日を当該病因による病気休職に係る同一通算期間の新たな起算日とする。

6 複数の同一通算期間中に 1 日の所定労働時間の全てを欠勤した場合については、当該欠勤の翌日を全ての同一通算期間の新たな起算日とする。

7 第 2 項に定める在職期間は、当該休職の期間の初日の前日まで職員としての引き続いた在職期間とし、在職期間の計算は労働時間等規則第 20 条第 2 項に定める在職期間の例による。

(その他別に定める事由による休職)

第 4 条 職員就業規則第 14 条第 1 項第 3 号の規定による休職は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間を限度とする。

(1) 教員（常時勤務する教授、准教授、講師及び助教をいう。以下同じ。）が、学校、研

研究所等において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事する場合（次号に該当する場合を除く。以下「研究休職」という。）
3年

(2) 国、特定独立行政法人及び日本郵政公社と共同して、又はこれらの委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設において従事する場合 3年

(3) 国立大学法人東京医科歯科大学教員の研究成果活用企業の役員等との兼業に関する細則（平成16年4月1日制定）第3条第1項に掲げる基準のいずれにも該当し、教員が研究成果活用企業（営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、国立大学教員等の研究成果を活用する事業を実施するものをいう。）の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合において、兼業の成果が復職後の教育に有益と認められ、かつ、主として当該役員等の職務に従事するため教員としての職務に従事することができないと認められる場合 3年

(4) 国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、職員が職務に関連があると認められる業務に従事する場合 3年

(5) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合 3年

(6) 学長の許可を受けて、職員組合にもっぱら従事する場合 5年

（休職の手続）

第5条 職員を休職（研究休職を除く。）とする場合には、事由を記載した説明書を学長が交付して行うものとする。ただし、職員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

2 職員を研究休職とする場合は、当該職員の同意がなければならない。

（病気休職における復職判断）

第6条 職員就業規則第14条第1項第1号の規定により休職した職員が復職を申し出る場合、復職を希望する日の2週間前までに、労働させることが可能である旨が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された診断書に基づき、当該休職者は産業医の診断を受けなければならない。また、必要に応じて大学の指定する医師の診断を受けなければならない。

3 前項の産業医又は大学の指定する医師が休職者に対して具体的な診療情報の提供を求めた場合には、当該休職者は誠実に協力しなければならない。

4 産業医又は大学の指定する医師の診断に基づき、復職の適否を判断するために、休職期間中に休職者に対して試し出勤を命ずることがある。

5 復職の可否決定については、前項までの規定により得られた結果及び次条の結果に基づき総合的に大学が決定する。

6 前項により復職が認められず、かつ、職員就業規則第15条第1項に定める休職期間を残していない場合には、職員就業規則第17条第4号に定める退職とする。

（休職期間の延長）

第7条 第3条第2項に定める休職期間にかかわらず、次の各号に該当する場合においては、必要と認められる期間について、これを超えて休職とすることができる。

(1) 産業医又は大学の指定する医師による、当該職員の復職の適否に係る判断に要する期間が、当該休職期間の満了日を超える場合。

(2) 前条第4項に定める試し出勤に要する期間が、当該休職期間の満了日を超える場合。

(3) その他大学が特に必要と認めた場合。

(休職者の給与の取扱い)

第8条 休職者に係る給与等の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号）第31条の規定による。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、職員の休職に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条及び人事院規則11-4第3条の適用を受け休職とされている職員は、この規則の適用を受けたものとみなす。

附 則（平成17年11月30日規則第24号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第32号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、施行日以後の職員就業規則第14条第1項第1号の規定による休職の期間に適用する。
- 2 この規則の施行日の前日に職員就業規則第14条第1項第1号の規定により休職とされている職員が、施行日以後も引き続いて休職とされる場合については、当該休職とされる期間は改正後の第3条第2項から第4項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第22号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に、職員就業規則第14条第1項第1号の規定により休職とされている職員が、施行日以後も引き続き休職とされる場合については、当該休職から復職後、1日の所定労働時間（労働時間規則第20条第3項に定める1日の所定労働時間）のすべてを労働した日の日数が60日に達する日まで、なお従前の例による。